



令和5年1月19日

「第6回パレット標準化推進分科会」にて調査結果を報告

(一社)日本物流団体連合会(池田潤一郎会長)は、1月19日(木)第6回パレット標準化推進分科会において物流標準化調査小委員会(座長:東京女子大学 二村真理子教授)の調査結果について報告した。

[添付資料]

資料1 物流標準化調査小委員会 調査結果 (一部抜粋)

以 上
事務局 中島

物流標準化調査小委員会

調査結果

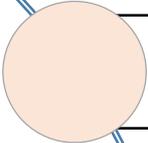
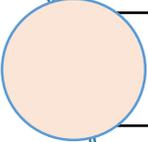
(一部抜粋)



2023年1月19日
物流標準化調査小委員会 事務局

本日も説明する内容

(※ 調査結果の一部をご説明)

	物流標準化調査小委員会 概要	P 3
	活動概要 (Overview)	P 4
	パレット循環スキーム素案	別紙 1
	パレット循環スキーム普及に関する主要課題 (案)	別紙 2
	パレット標準化の進め方(案)	別紙 3

- 物流標準化調査小委員会 概要
- 活動概要 (Overview)

1. 設置の背景・目的

「官民物流標準化懇談会」と連携協力し、物流標準化を推進するべく「物流標準化調査小委員会」を設置、物流事業者側における現状と課題について調査検討を行うこととした。

2. 小委員会メンバー構成

座長：東京女子大学 二村真理子教授(官民懇談会メンバー)

委員：経営効率化委員会より、トラック、鉄道、倉庫、レンタルパレットの各企業、および業界団体メンバーで構成。

オブザーバー：国土交通省 総合政策局物流政策課 様

(計31名、オブザーバー含む)

活動概要 (Overview)

委員会の活動概要

物流標準化の優先順位として、パレットの標準化を最重要と位置づけ、“物流事業者側からみた”パレット標準化に向けた実態や必要性、課題、効果の見通しなどの調査した。

この調査結果を踏まえ、物流効率化を狙いとした一貫パレチゼーションを実現させるための循環スキーム（案）、並びに運用にあたって課題となる主要項目についてメンバーにて議論し、2022年12月に取りまとめた。

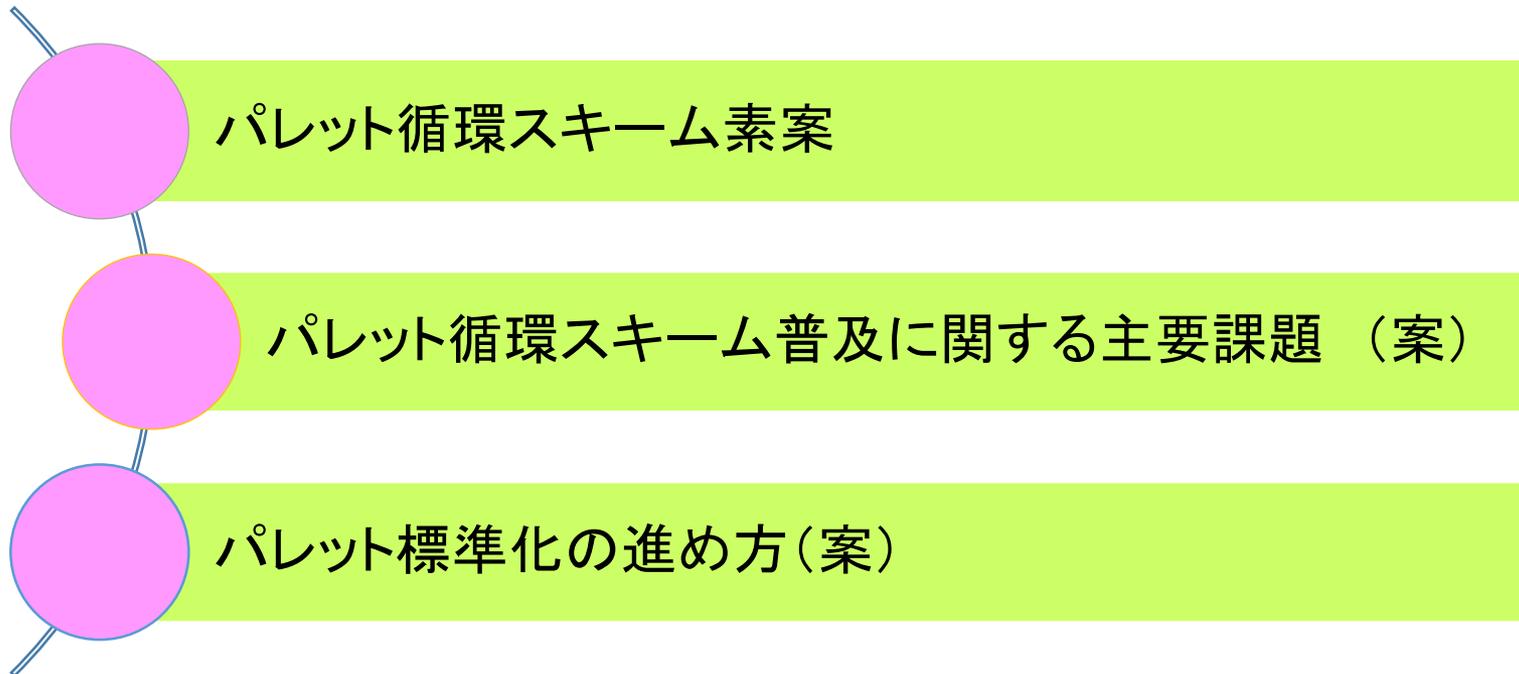
(1) 調査事項（第2回分科会にて報告済）

- ①パレット利用実態
- ②パレット化が進まない／パレットサイズ標準化が進まないこと
で生じる問題点、理由

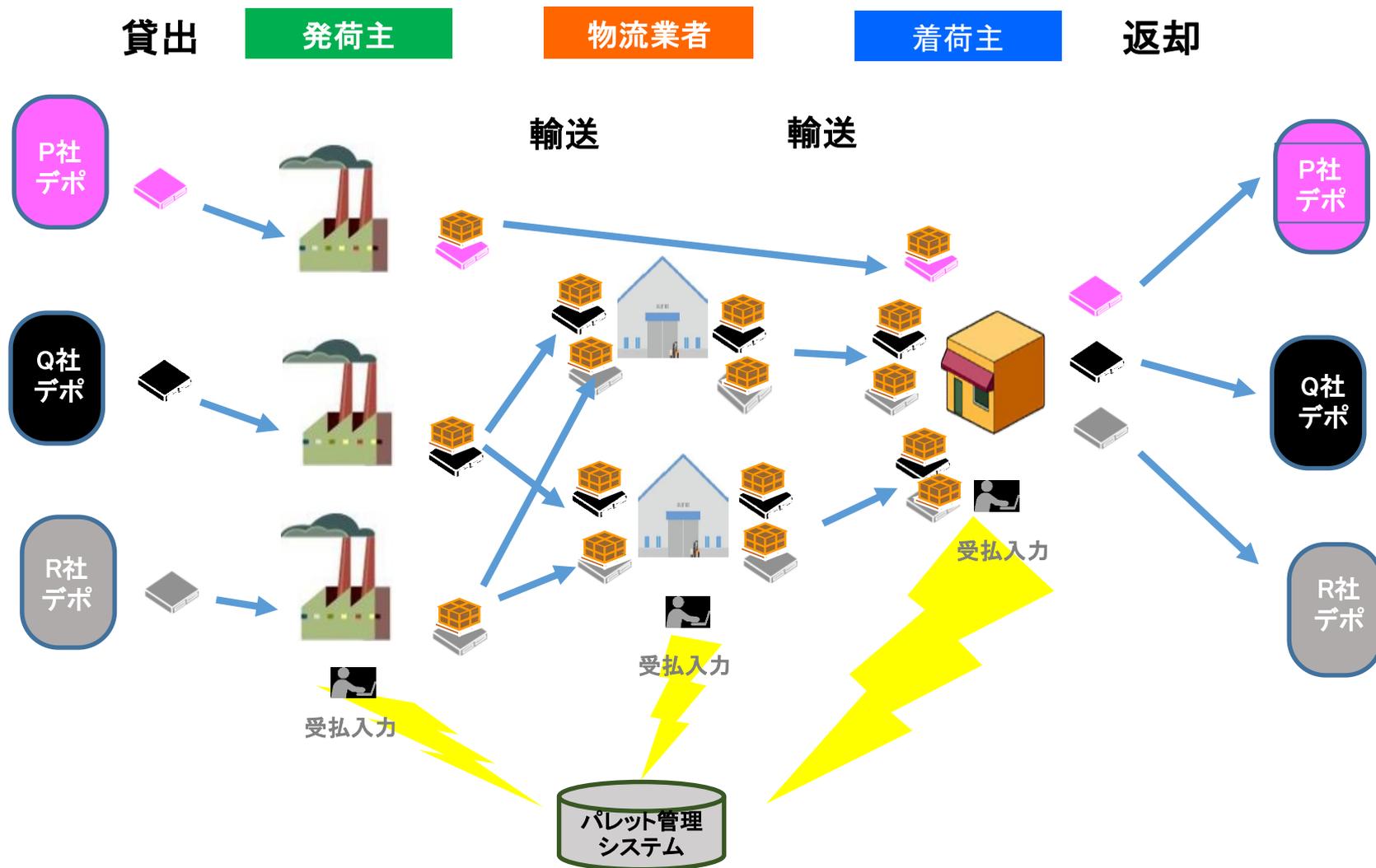
(2) パレット標準化による効果検証

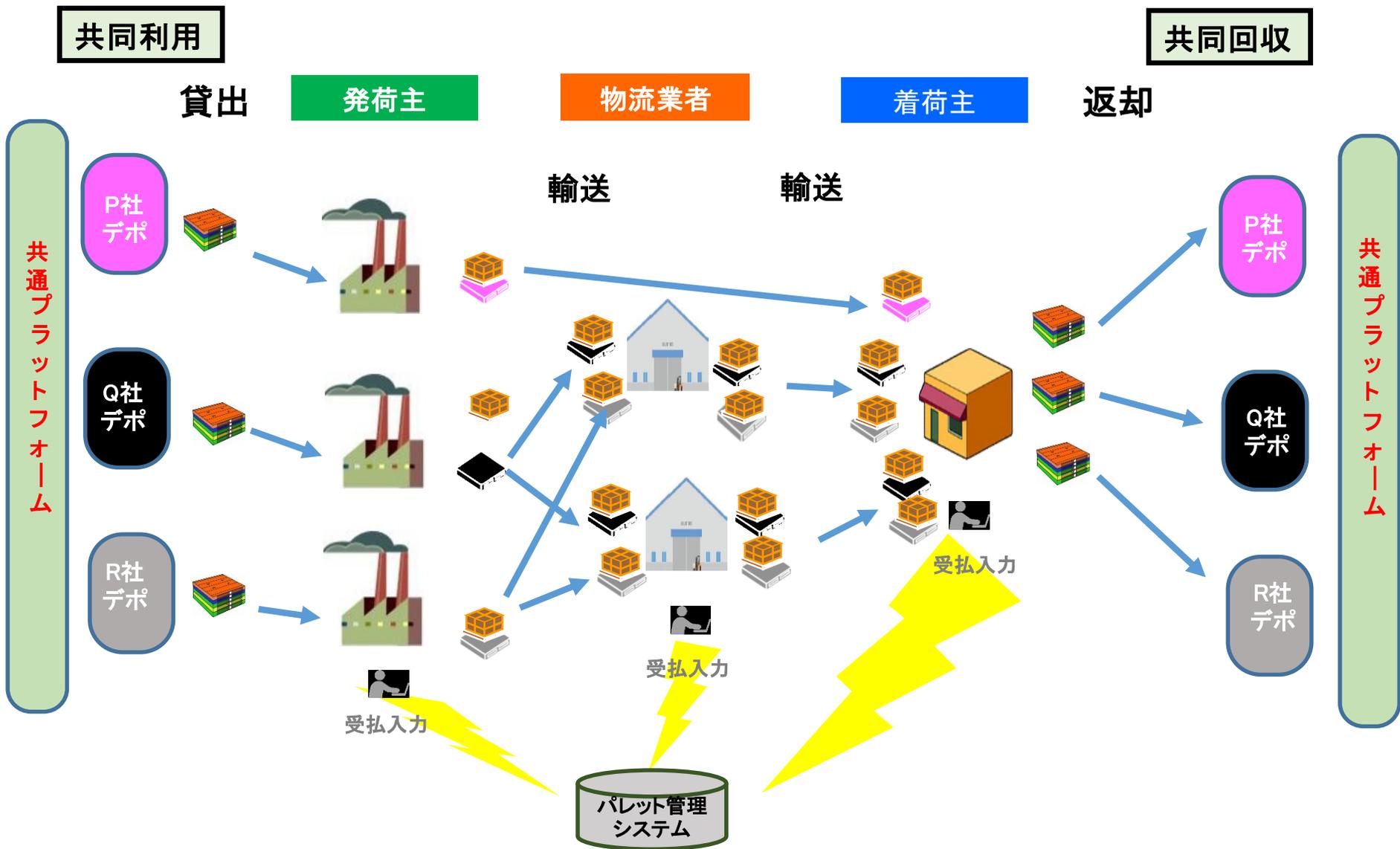
(3) 一貫パレチゼーションを実現させるためのパレット循環スキーム（案）検討

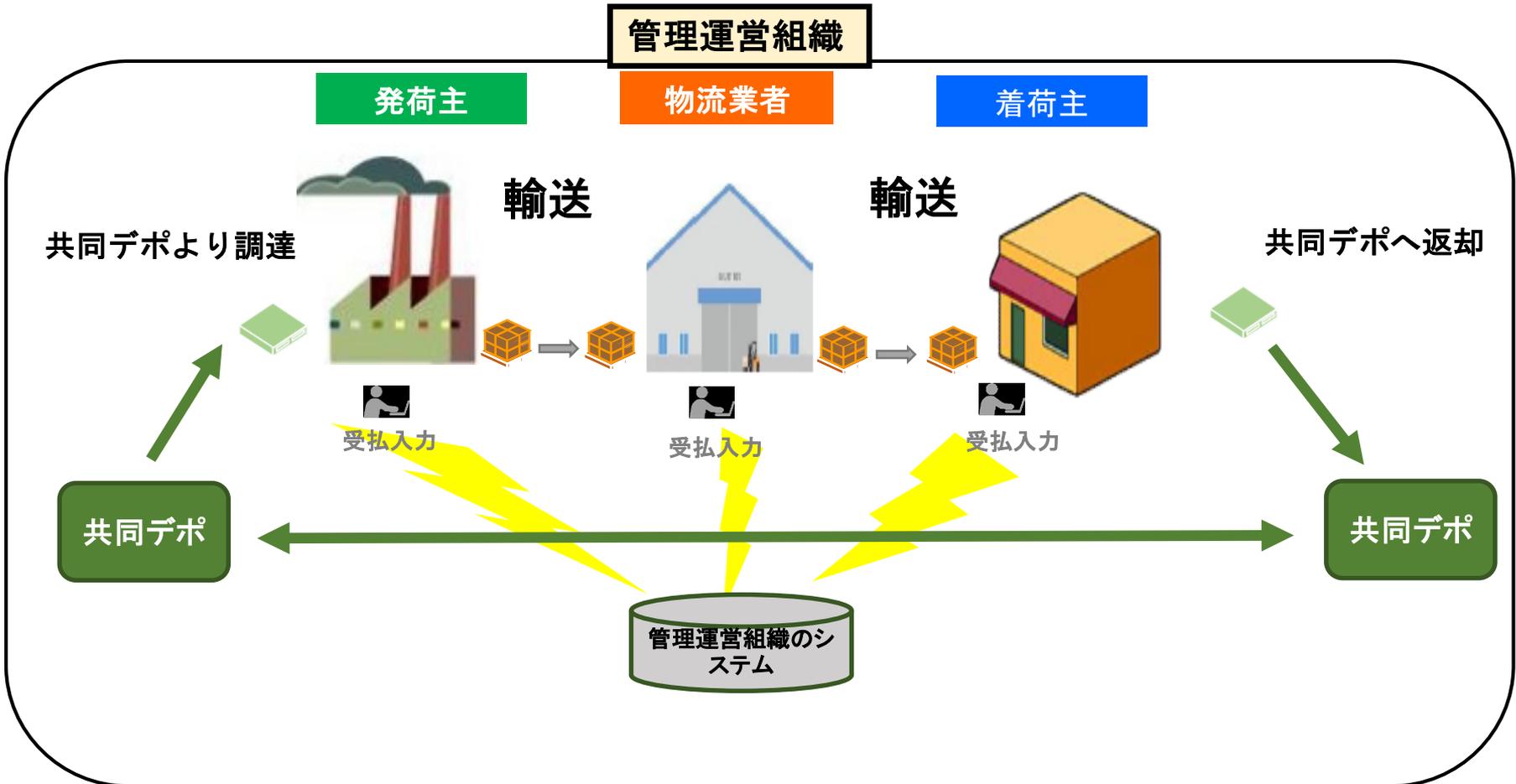
- ①海外でのパレット事情調査（欧州における等価等枚交換の事例を中心として）
- ②パレット循環スキーム（素案）の策定
- ③パレット循環スキーム普及にあたっての主要課題（案）の取りまとめ
- ④パレット標準化の進め方について（案）



詳細については別紙1. 2. 3. をご参照願います。

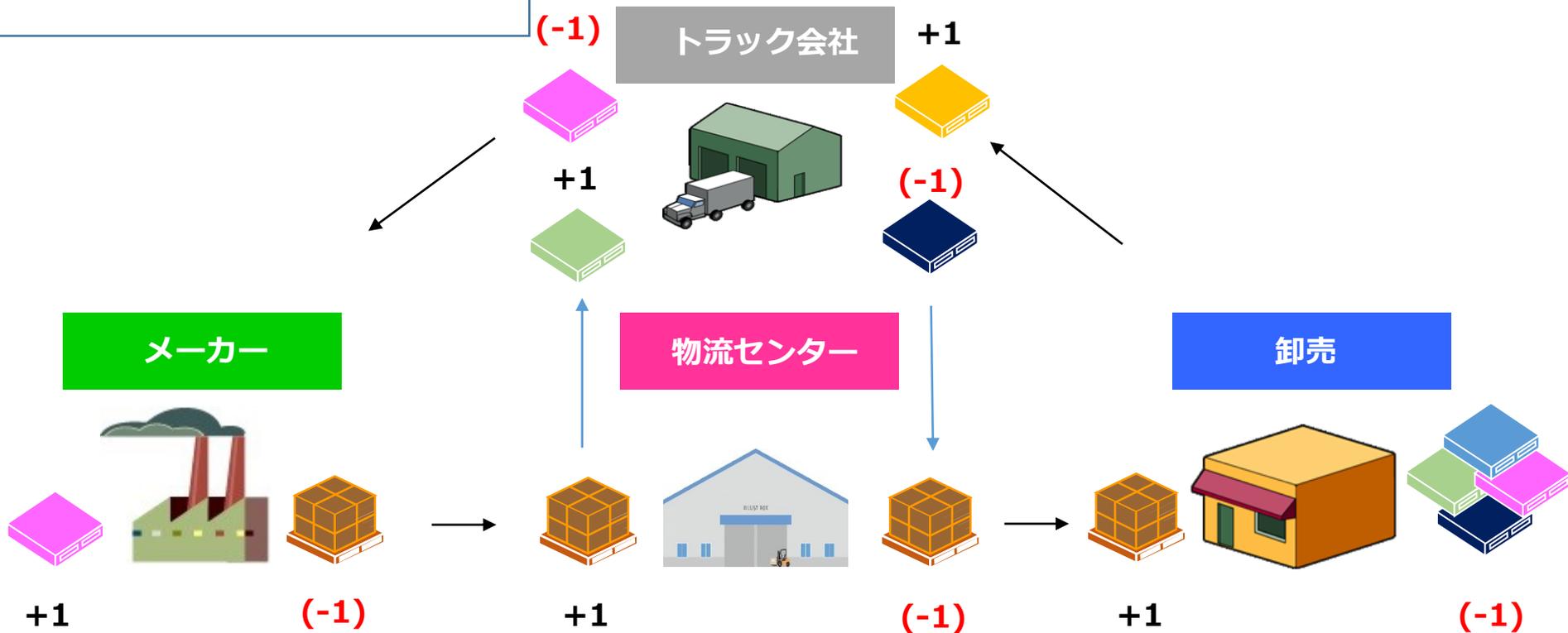






(参考) 欧州におけるパレット循環スキーム (等価等枚交換)

実際のオペレーション(一例)



パレット循環スキーム素案

1. パレット循環スキームの策定の考え方

小委員会のアンケート調査結果において、パレットの積替え理由として、自社のパレットの紛失・流出、並びに規格・仕様が異なることが主な理由として挙げられていた。

非効率な積替えを回避するために、個社単位でパレットを所有するのではなく、パレットを共同で所有、あるいは利用することで循環させ、一貫パレチゼーションを推進することを考えた。また、共同で利用するためには規格・仕様の標準化が前提となる。

海外の事例をみると、ヨーロッパにおいては主にユーロパレットによる等価等枚交換方式（註）による一貫パレチゼーションが行われており（推定：約6億枚）、またオーストラリアではレンタルパレットによる一貫パレチゼーションが行われている（推定：約1億枚）。

グローバルな規模で見れば等価等枚交換方式が最も活用されている方式ではあるが、日本において等価等枚交換方式は今のところ一般的ではないことから、当小委員会としては日本で比較的利用頻度の高いレンタルパレットを利用する方式（オーストラリア型）、並びに共有パレットを利用する方式（Pパレ共同使用会での実例あり）の2パターンを前提としてスキームの素案を策定した。

2. パレット循環スキームの概要

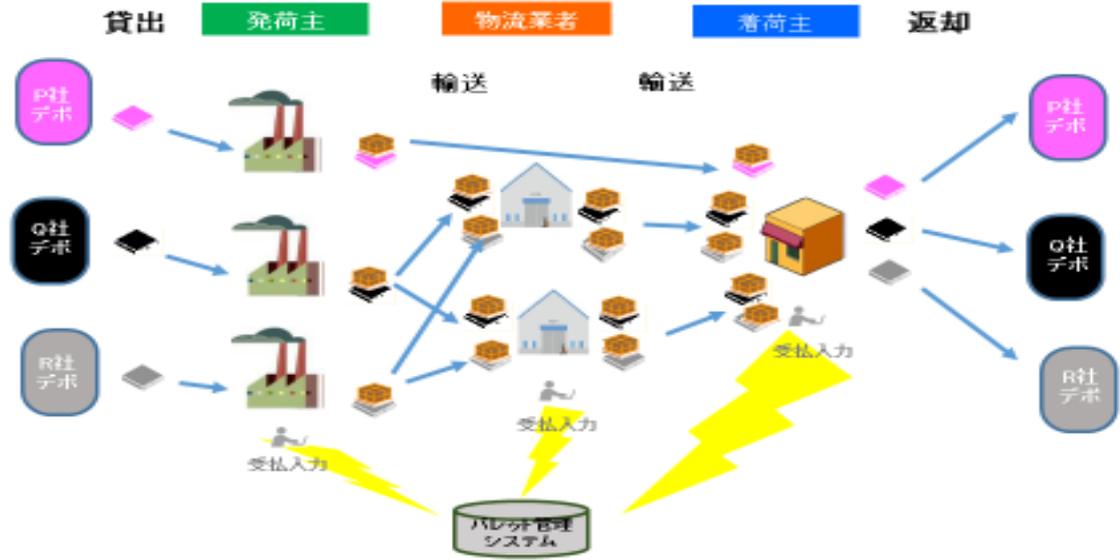
以下の2通りのパターンのスキームを策定した。

(1) レンタルパレットを利用する方式

レンタルパレットを利用する方式。貨物を上に載せた状態で、複数の企業・拠点をまたいで着荷主の倉庫までパレットが移動することになるため、レンタルの契約当事者の整理が必要となる。

レンタルパレットを利用する方式

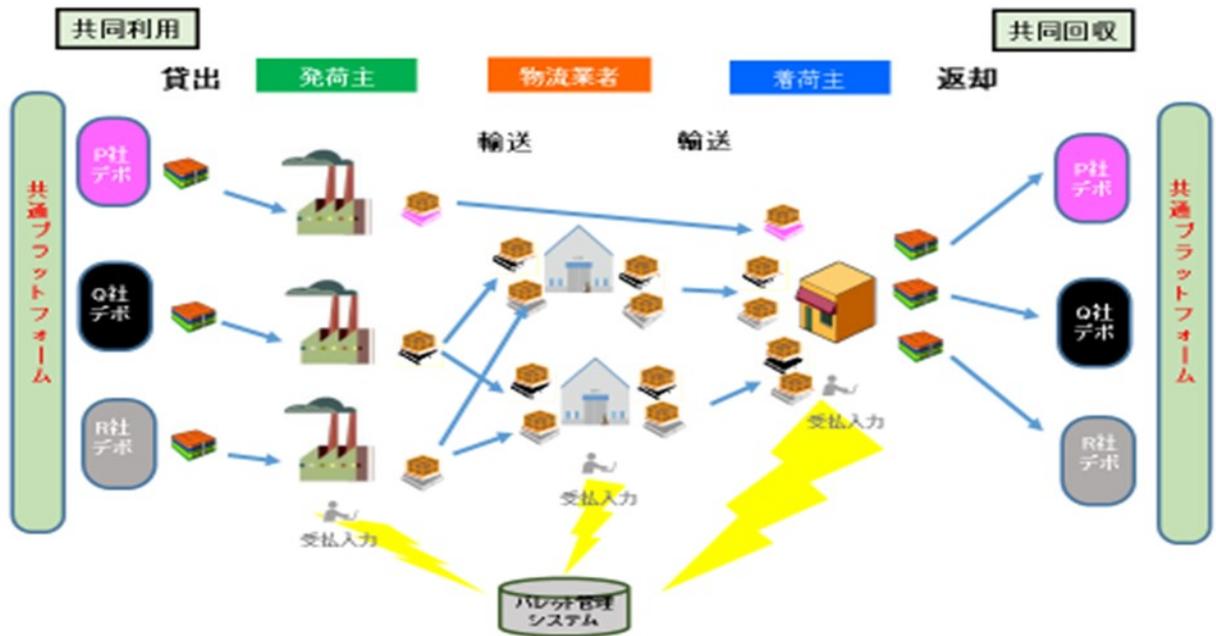
<スキーム1-(1)>



将来的にどのパレットレンタル会社のパレットであっても関係なく共同利用、共同回収できることが望ましい。

レンタルパレットを利用する方式 (将来形)

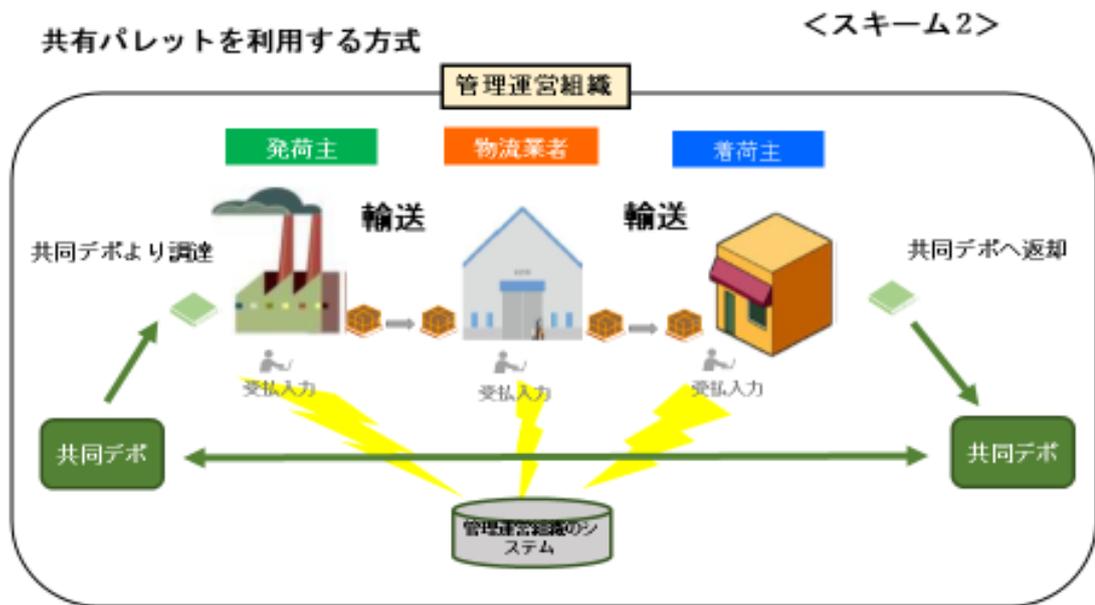
<スキーム1-(2)>



(2) 共有パレットを利用する方式

業界、または複数の荷主が共同でパレットを所有する方式。運用に関しては運営管理組織が管理する。

- ① パレットの共同利用・運用のルール作り。
- ② スキーム全体のコスト負担の整理。
- ③ 全体を管理するためのネットワーク、システムの構築・管理・維持。



現在荷主が保有しているパレットの内、共同で利用することが可能となる一定の規格・仕様を満たしているものについては、このスキーム内で共同利用することも検討する。 また共同デポに関してはレンタルパレット会社との提携も検討する。

(参考) 欧州 EPAL パレットによる等価等枚交換について

欧州における EPAL パレット (ユーロパレット) の「等価等枚方式」の運用については、以下の2通りに大別される。近年は、等価交換方式による運用が増加傾向にある。

1. 即時等枚交換による運用

EPAL パレットに載せられた貨物を受け取る際、その場で同枚数の EPAL パレット (空パレット) を渡す「物々交換」方式

2. 等価交換による運用

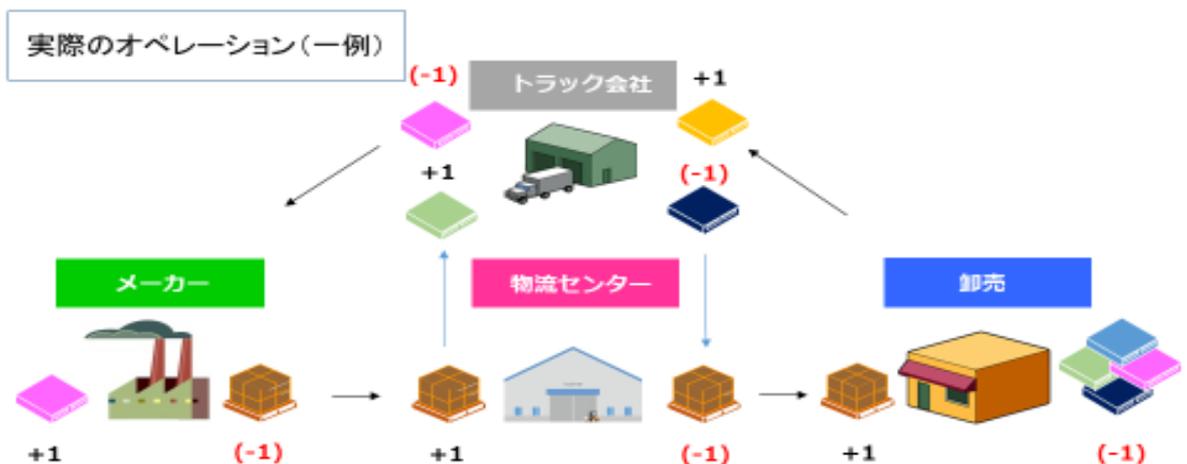
EPAL パレットを金銭 (等価格) で精算する方法

< 例 >

発荷主は商品代金とあわせパレット代金も含めて下流の着荷主に請求する。着荷主は、パレット代金も含めた金額を発荷主に支払うが、後日、パレットを原則として同価格 (等価) で買い取ってもらうことで実質パレット代金の負担額はゼロとなる。

※ パレット代金を回収するためには、着荷主によるパレット管理が必要となる。これによりパレットに対する着荷主の意識が高まるだけでなく、着荷主側で紛失・流出も回避できる。

(参考) 欧州におけるパレット循環スキーム (等価等枚交換)



<パレット循環スキーム 対比表>

項目	レンタルパレットを利用する方式	共有パレットを利用する方式
導入までの時期	レンタルパレット会社のパレットを使用するため即時開始可能。	管理組織を立ち上げてからとなるので開始まで時間がかかる。
パレット不足時	レンタルパレット会社が準備するため、柔軟に対応可能。	パレット不足時はメーカーに依頼して作成するところから始めなければならない。
荷主保有パレットの再利用	レンタルパレット会社のパレットを使用するので原則不可。	パレットの規格・仕様次第で再利用できる可能性あり。
管理組織	不要。ただし循環スキームのさらなる拡大のために管理組織を検討することは考慮する価値あり。	必要。ただし時間がかかる。
費用	総コストについては要確認。	総コストについては要確認。
費用負担(分担)	誰がどのように負担するか関係者で要検討。個々のケース(発荷主一着荷主)で取り決める必要あり。	スキームを決めれば費用負担者が明確になる。
空パレットの返却・回収	返却・回収方法を契約時に決める。	返却・回収方法を決めて自社または管理運営組織で行う。
運用スキーム導入	個社で対応可能。	業界でコンセンサスを形成する必要がある。
仕様	レンタル会社によって仕様の種類の数は異なるが、自由度は低い。	業界で決めれば自由に決めることができる。
管理方法	レンタルパレット会社の既存の管理システムを活用。管理はレンタル会社に委託する。	管理組織をつくって管理するシステムを決める。永続的な管理が必要。(レンタルパレット会社に管理を委託することも可能。)
資産計上方法(パレット)	資産のオフバランス化が可能。	オンバランスとなる可能性がある。

パレット循環スキーム普及に関する主要課題 (案)

1. パレットの調達

(検討課題)

- ・循環スキームの導入にあたっては、まずパレットを利用した輸送、すなわち「パレット化された輸送 (パレチゼーション)」が前提となる。次に輸送に必要となるパレットを、安定的かつ低廉に必要な場所で確保できるような仕組みを構築することが求められており、調達の方法として (1) レンタルパレット会社からのレンタル、(2) 荷主による共同保有、が考えられる。どちらの調達方法が適切か、また、効率的な運用のためには、どのような点に留意すべきか、検討を進めることが必要である。業界に関わらず統一された運用を検討することが理想ではあるが、業界ごとの特殊性を勘案すると、まずは業界単位で検討することが適切である。

(小委員会のアンケート結果、委員の意見等)

- ・当小委員会におけるアンケートにおいて、一貫パレチゼーションを阻害している最大の要因として、「パレットの紛失・流失」が挙げられていた。紛失等によりパレットを追加購入することはコスト上昇に直結し、経営面に大きな負担となることから、積替えが行われているのが実態である。
- ・レンタルパレットを利用する方式を採用する場合、発荷主がパレットを調達する際、どのレンタル会社のものであっても関係なく共同利用できるような仕組みがあればありがたい。

(取組みの方向性)

- ・不要な積替えを極力回避していくためには、今後、規格・仕様が統一されたレンタルパレットあるいは共同で保有するパレットを利用する循環スキームを実現していく必要がある。
- ・レンタルあるいは共有のいずれを選択するか、業界単位もしくはスキームの加盟団体で決定し、運用することが望ましい。
- ・レンタルパレットを利用する方式、荷主による共有パレットを利用する方式のいずれが適切かは、業界の特性、商品の回転期間、また輸送距離やパレット使用期間等を踏まえて検討を進めることになる。
- ・循環スキームを導入する業界を増やすことで標準化パレットの規模 (枚数) も

大きくなる。規模が大きくなれば調達コストの低減化の可能性も生まれる。また、段階的に業界間の垣根をこえた効率的な運用、ルールの設定など、相互に連携したスキームを構築し、更なる効率化を目指す

- ・現在荷主が保有しているパレットのうち、共同で利用することが可能となる一定の規格・仕様を満たしているものについては、このスキーム内で共同利用することも検討する。

2. パレットの仕様

(検討課題)

- ・循環スキームを原則として、同一規格、仕様のパレットが一貫して共同で利用され、最終目的地（着荷主）まで循環される前提で考えている。一方、同一業界であっても荷主毎に異なる仕様のパレットが使用されていたり、また物流拠点においても異なる仕様のパレットが使用されているのが現状である。
- ・レンタル会社でも様々な仕様のパレットを保有している。
- ・規格のみならず、仕様についても標準化することが望ましい。

(小委員会のアンケート結果、委員の意見等)

- ・仕様によっては保管に適していないパレットもあることや、将来的に自動化倉庫へ対応できる仕様にしていくことが望ましいとの意見があった。
- ・レンタル方式の将来形の案について、着荷主側で同一レンタル会社の異なる仕様の空パレットの共同回収は行っているが、別会社の空パレットの共同回収となると、会社単位の仕分けだけでなく、仕様の選別作業も発生するため負担（人件費増）が大きいとの意見があった。

(取組みの方向性)

- ・製造工程や保管施設にも影響がでてくることが想定されるため、仕様の標準化については業界内での協議が必要となる。
- ・仕様についてはパレット標準化推進分科会にて議論が開始されていることから、引き続き分科会の場で議論し、収斂させていくことが望まれる。
- ・将来的に隣接業種等とのパレットの相互連携を図れるようにするために極力標準化された仕様のパレットを導入することが望ましい。
- ・レンタル会社間でのパレットの共同調達、共同回収は仕分けやデポ間の運送等、間接的な費用が発生することが見込まれる一方、デポのロケーションを上手く活用することや仕様の標準化などにより将来的にシナジー効果も期待できることから、次の段階として検討していくことが望まれる。

3. 関係者間での合意形成（物流事業者、発着荷主、等）

（検討課題）

- ・パレットの規格、仕様、調達標準化のみならず、具体的にどのようにパレットを循環させていくかというスキームの導入についても関係者での理解・合意を取り付ける必要がある。
- ・パレットを共同で利用し、循環させることで非効率的な積替え作業を無くし、結果として輸送供給量の低下を一定量回避できることを荷主に理解してもらう必要がある。

（小委員会のアンケート結果、委員の意見等）

- ・当連合会で過去実施した一貫パレチゼーションの普及推進に関する調査において、パレット循環スキームの導入が困難となっている主な理由について、以下の要因が挙げられていた。

- （1）荷主間での取り決めがない（そのため往々にして紛失・流失が発生する）
- （2）着荷主に対して発着主からパレットの返却の要請がない（同上）
- （3）空になったパレットを着荷主の倉庫で保管するスペースがない
- （4）管理責任を持たされる

関係者間での共通認識、取扱いに関する取り決めがない状況では、紛失・流失を恐れ、積替えが継続して行われているのが実態である。

- ・規格の標準化や循環スキーム導入によるパレットコストの上昇、積載効率の低下による輸送コストの上昇などが危惧される。規格の標準化については理解できるものの、荷主のみならず物流事業者にとっても負担が大きいというネガティブな意見も出されている。
- ・国交省・経産省で進められている「持続可能な物流の実現に向けた検討会」において、物流事業者はこれまでは、言われたことは全部やりますというスタンスで「できる」と答えてきたため、大多数の荷主は物流クライシスについて十分には認識していないのではないか、という発言があった。

（取組みの方向性）

- ・2024年問題、ドライバー不足により将来運べなくなる量（供給量減）とパレット標準化により落ち込む供給量をどれくらいカバーできるかについて小委員会にて概算を試算した。
- ・別途、経済的要素を含めた効果検証に関しては、パレット標準化推進分科会にて行われている。
- ・これらの結果を踏まえて、物流の危機的状況、並びにパレット標準化による効

果について荷主へ具体的な数値を示しながら説明し、理解を得る必要がある。

- 規格、仕様を標準化することだけでなく、パレットを共同で利用し、循環させることで非効率な積替えを無くす「循環スキーム」が重要な要素となる。循環スキームを円滑に行うためには、パレットの調達、循環にあたっての運用やルールを検討し、整備する必要がある。
- 循環スキームの導入にあたっては物流事業者だけでは解決できない問題も多く、荷主、特に着荷主の理解が欠かせない。国等とも連携して官民一体となって進める必要がある。

4. 運用ルールの検討

(検討課題)

- 循環スキームにおいては、最終目的地（着荷主）に配送され、空になったパレットが紛失・流出することなく無事に回収されること、また発荷主には必要となるタイミングで必要な枚数の標準化パレットが調達される運用・ルールを構築し、循環スキームの関係者（発荷主、着荷主、物流事業者等）の間で共有され、合意された運用ルールで取り扱われる必要がある。
- 運用ルールは少なくとも業界単位で共通したルールとなることが望まれる。

(小委員会のアンケート結果、委員の意見等)

- 現在年間で相当数のパレットが流出、紛失しているという問題がある。納入先で流出、紛失しているものと考えられるので、着荷主を含めた対策が必要である。
- レンタルパレットを利用する方式の場合、システム上で使用者を明確にすることができるので、パレットの所在も明らかになるのではないか。
- 将来的には循環スキームを導入するに際して無識別でのパレットの共同利用、共同回収が可能となるようなルール作りをしてほしい。

(取組みの方向性)

- どのようにして最終目的地（着荷主）から空パレットを流出、紛失することなく回収、返却するか運用を決める必要がある。
- 発荷主のパレット調達については、レンタルの場合、荷主がレンタル会社に依頼する。またパレット共有方式については管理組織にオーダーするのが基本と考えられるが、レンタルパレットを利用する方式と共有パレットを利用する方式とで運用について異なる部分もあるので、方式毎の運用ルールが必要となる。
- レンタルパレットを利用する方式の場合、回収の実務、知見をもつレンタルパ

レット会社の協力を得ながら検討していくことが望ましい。

- ・循環スキーム導入後、実際の運用状況をみながら、より効率的、かつ適切なオペレーションにしていくため定期的に運用・ルールを見直す必要がある。誰が、どのように、どのタイミングで見直すか、関係者間で取り決めておくことが望ましい。
- ・具体的な運用ルールについては、パレット標準化推進分科会等の場において今後引き続き検討していくことが望まれる。

5. 管理運営組織の検討

(検討課題)

- ・Pパレ共同使用会のようにレンタルパレットを利用せず、業界単位あるいは複数の荷主でパレットを共同で保有し、循環させる運用も考えられる(共有パレットを利用する方式)。
- ・共有パレットを利用する方式では、運用がバラバラにならないように共通した運用ルールにて運用されることが必要である。
- ・安定してパレットを調達すること、また運用上様々な問題が生じることが考えられるため、これらの問題に適切に対応し、循環スキームを効率よく回していくための管理運営組織が望まれる。
- ・この管理運営組織は、スキームの効率化や運用の見直し、スキーム当事者間で発生した問題の調整など重要な役割を持つことになる。

(小委員会のアンケート結果、委員の意見等)

- ・当小委員会のアンケートにおいて、回収、検品、洗浄、納品などを一括して行う管理会社のような組織が望まれるとの意見があった。
- ・管理運営組織の運営費用、パレットの購入費用は誰がどのように負担するか等、質問があった。
- ・レンタルパレットを利用する場合でも、(複数の発荷主が納品する着荷主サイドでは色々なレンタル会社のパレットが存在することになるため)共同化のための会社を設立して、共同運用してはどうか。

(取組みの方向性)

- ・循環スキームを業界単位で進めていく場合、(1)レンタルパレットを利用する方式(2)共有パレットを利用する方式の2種類の方法がある。レンタルパレットを利用する方式の場合、スタートの時点での共同化は難しいかもしれないが、業務効率化と期待しうるシナジー効果を検証の上、共同管理の組織について検討することで、循環スキームの更なる拡大と一層の効果が期待さ

れる。

- 業界単位で自らに適した循環スキームを選択し、スキームの運用を踏まえて管理組織について検討を行う。
- 検討にあたっては、パレットを共同管理することによるコストの低減や効率化など共同運営によるメリットを検証する。必要に応じ P パレ共同使用会に照会し、モデルとして活用できる部分があれば利用させてもらう。
- まず業界単位でパレット循環のスキームを確立し、しかる後、共通する運用やプラットフォームがあれば業界を超えて共有し、管理組織の合理化も含め、更なる効率化を図ることが望ましい。
- 現在荷主が保有しているパレットの内、共同で利用することが可能となる一定の規格・仕様を満たしているものについては、このスキーム内で共同利用することも検討する。

6. 費用負担

(検討課題)

- 費用については、(1) 循環スキームを導入するにあたり必要となる初期費用(例：拠点におけるフォークリフトの購入、ラック設置・増設、システム等)と、(2) 循環スキーム導入後のランニングコスト(レンタルパレット費用、システム費用等)に大別され、スキームを導入することで新たにこれらの費用が発生する。

迫りくる物流クライシス(輸送供給量不足)を考えた場合、これらの費用を負担したとしても、パレット循環スキームにより輸送効率が上がり、輸送量が一定量担保されることを検証する。

(小委員会のアンケート結果、委員の意見等)

- パレットに関する費用は発荷主(メーカー)が負担するのが基本ではないか。
- 発荷主がパレットに関する費用を負担しない場合、レンタルパレットを利用する方式であれば、誰がレンタル料を払い、また誰の費用で、誰がレンタルパレットを回収、返却するのか、整理して欲しい。
- 上記(前述)の意見に対し(1) 発荷主が一旦レンタルパレットにかかる費用を負担し、費用負担比率に応じて発荷主から物流事業者、着荷主へ個別に請求する方法もある。(着荷主に費用を負担してもらうことは使用後の空パレットの放置を防ぐという意味合いもある。)(2) 物流事業者から物流費として荷主へ請求する方法もある。(受払通りパレットの所在把握ができていれば可能である。)との意見もあった。
- パレットを標準化することによって今までと異なるサイズ、仕様のパレットに

合わせたラック等荷役機器を物流業者が準備しなければならないといった初期費用が発生する可能性があることも考慮してほしい。

- ・今後 RFID 等の動態管理技術を用いて入出庫管理するとなると機器の導入やメンテナンスに費用が発生する。普及のために国等の援助を求めることはできないか。

(取組みの方向性)

- ・「経済合理性」(＝効果検証)についての検討はパレット標準化推進分科会で行われている。
- ・コストについては、物流事業者のみならず、荷主にとっても関心が強い分野である。貨物が複数の企業、拠点をもたいで移動することになるため、発荷主、着荷主、物流事業者(拠点)間にて循環スキームの運用と併せ、パレットに関する費用について誰がどのように負担するのか、費用対効果も考慮してあらかじめ関係者の間で十分に確認しておく必要がある。
- ・スキームの選択(レンタルパレットを利用する方式、又は共有パレットを利用する方式)によって費用構造もかわってくるため、業界として選択するスキームを決めたうえで費用負担について確認することが望ましい。費用負担については物流事業者だけで決定できることではないため、業界毎に荷主も含めて今後議論していく必要がある。
- ・パレットに関する費用にはパレット購入費用、レンタルの費用のみならず破損、紛失した場合の補償についての費用等についても誰がどのように負担するか整理しておくことが望ましい。
- ・費用がなし崩し的に物流事業者の負担にならないためにも、取引の明確化、契約の整備が求められる。

7. 循環スキームを利用しない事業者への対応

(検討課題)

- ・循環スキームを荷主に浸透させていくには一定の時間を要するものと思われる。スキームを利用しない荷主に対する対応を考えておく必要がある。

(小委員会のアンケート結果、委員の意見等)

- ・小委員会での P パレ共同使用会のプレゼンテーションにおいて、共同運営スキームに加盟していない企業は循環スキームのメリットを活用できないとの説明があった。
- ・循環メリットを導入することによる受益者は誰であるのか、また費用負担者は誰なのか。メリットを感じない企業は参加を希望しないのではないか。

- ・循環スキームの導入を全業界で同時に進めるのは難しいと思われるので、まずはターゲットとなる業界を決めて進めるのがよいのではないか。

(取組みの方向性)

- ・循環スキームを利用しない荷主の輸送においては、積替え作業やバラ積み輸送の依頼が来るものと思われる。これらの作業にたいしては適正な附帯料金を収受するとともに、官民一体となって循環スキームを含めたパレット標準化の啓発に努める。

8. 積載効率への対応

(検討課題)

- ・輸送時にパレットを使用していない商品をパレットに積載することで、パレットの体積の分だけ積載効率が落ちることが考えられる。一方、工夫次第で積載効率が改善される可能性もあるので検証する必要がある。

(小委員会のアンケート結果、委員の意見等)

- ・商品によっては影響のない場合もあるが、特に容積勝ちの貨物についてはパレットの高さの分だけ荷物が積みなくなる。
- ・今までと同一運賃でありながら、輸送量が減ることについて荷主の了解を得ておく必要がある。できるだけ荷主の費用負担の増加をなくす必要があるが、納得しない荷主もあるのではないか。
- ・例えば車両性能向上に伴う最大積載重量の緩和やパレットの容積分を車両制限における容積制限から外すなど車両容積規制の見直しについて国に検討してもらってはどうか。

(取組みの方向性)

- ・積載効率の低下に対しては、例としてパレットサイズに適した外装サイズの見直しや商品のサイズ・形状の変更など、物流効率化を意識した見直しも検討していくことが望ましい。
- ・パレット化、並びに循環スキームを導入することにより荷役時間を削減し、近距離の輸送で車両の回転率を高め、輸送量を維持、改善することが望まれる。

9. 小口配送 (多頻度小ロット化)

(検討課題)

- ・現在多頻度・多品種小ロットの輸送が増加傾向にある。発荷主からパレット単位で出荷されたとしても、物流拠点でパレットから崩し、小口単位でバラ、あるいは六輪車に積み替えて配送されるケースが増えている。

- ・最終目的地（着荷主）までの一貫パレチゼーションを行うことができず、積み替え作業が発生し、また空パレットが物流拠点で滞留することになる。

（小委員会のアンケート結果、委員の意見等）

- ・ビジネス上難しい部分もあると思われるが、一貫パレチゼーションを進めるためにはパレット単位で輸送されていない小ロットの案件についてはパレット単位での輸送に変更するように荷主に依頼してはどうか。
- ・循環スキームを導入するにあたりターゲットとなる業界を絞り込む際、小口配送が主流となっている業界ではなく、一貫パレチゼーションに着手しやすいパレット単位での配送が主流となっている業界を選択するのがよいのではないか。
- ・物流拠点にてパレットから崩し、拠点からバラで配送する場合、物流拠点で空パレットが滞留することになる。レンタルパレットの場合、空になったレンタルパレットの費用を誰が払い、また誰の費用で、誰がレンタルパレットを回収、乃至返却するのか整理して欲しい。

（取組みの方向性）

- ・物流事業者と発荷主だけでなくエンドユーザーである着荷主も交えて、外装サイズの変更など実態に即した検討が行われる必要がある。
- ・パレット単位での発注の依頼については、パレット標準化推進分科会、および前出の「持続可能な物流の実現の検討会」でも着荷主へのアプローチが課題として取り上げられていることから、今後検討されることが望まれる。

以上

パレット標準化の進め方 (案)

パレット標準化については、令和4年6月に公表された「官民物流標準化懇談会 パレット標準化推進分科会」の中間とりまとめにおいて、これからパレット化を図る事業者に推奨する規格が示されたところである。一方、パレット利用実態の把握を進め、パレット化実施済みの事業者も含めたパレット標準化に向けた仕様（高さ・強度等）・運用（循環システム実現等）の両面については今後の検討課題となっている。当小委員会においてパレット循環スキーム案を議論するにあたり、同一業界においても荷主によって異なる仕様のパレットが使用されている実態が多く、委員から示されており、仕様ひとつをとっても十分に議論する必要があることが確認された。パレット循環スキームにおいてはパレットを共同で利用することが前提となるため、規格のみならず仕様についても標準化されていることが基本となる。

また、今回の当委員会での取りまとめにおいては、2024年問題までの時間的な猶予を考え、パレット循環スキームの素案策定と導入を最優先とし、ドライバーの確保に問題を抱える等、安定した輸送の確保に不安を持ち始めている業界をまずは候補とし、業界単位でのパレット循環を進め方としてまとめた。しかしながら経済産業省と国土交通省を中心に令和4年3月に取りまとめられた物流のあるべき将来像「フィジカルインターネット」のロードマップにある最適解の共同輸配送、より効率化された輸送モードのゴールを考えると最終的には全業界で標準化された循環スキームが導入されることが望ましい。これは循環スキームが浸透しているヨーロッパやオーストラリアの実例をみても明らかであり、同地域においては業界を跨って一貫パレチゼーションが行われている。

発着荷主と物流事業者とが密接にコミュニケーションをとり、まずは業界単位でパレット循環のスキームを確立し、しかる後、共通する運用やプラットフォームを業界を超えて共有し、ヨーロッパやオーストラリアのように全業界の領域を跨った循環スキームによる一貫パレチゼーションを展開していくことがフィジカルインターネットのロードマップとも密接につながると考える。

一方、我が国において様々な仕様が存在することや業界単位で物事を進めることが多い背景についても考えておくことは意味のあることだと考える。我が国においては全体最適よりも個々のニーズに沿った対応を考える個別最適が優先される傾向が強く、またその個別最適がサービスの差別化と考えられてきた。この結果、パレットの仕様ひとつをとっても、多くの種類が存在することになっ

た。標準化とは全体最適の観点から規格を統一していくことであり、場合によっては一部の要素を諦めることになる可能性がある。パレット標準化にあたっては全業界でひとつの統一基準にまとめ上げることが目的ではなく、パレットを標準化することで他の物流領域の標準化・効率化につなげることが重要と考える。

前述のフィジカルインターネットのロードマップによれば、2025年までにパレットの標準化、並びにフィジカルインターネットコンテナ(PI コンテナ)の標準化が掲げられており、フィジカルインターネットを実現させ、物流の効率化を図るためにもパレット標準化は待ったなしの状態にある。

パレット標準化は「一貫パレチゼーションの推進」として過去から取り上げられてきたが、思う通りの展開に至っていないのが現状である。今まではそれでも物流が「なんとかあった」時代であったが、「運べない時代」がもうそこに迫ってきているのが実態である。

物流が人々の生活を支える重要な社会のインフラである以上、効率化を単に物流の側面からのみ検討するだけでなく、例えばパレットサイズに適した梱包サイズへの変更や物流を意識した商品設計など、川上から川下まで含めたサプライチェーン全体を面にとらえ、物流の全体の効率化を考えていくことが望ましい。これらの課題については物流事業者のみでは解決することができず、危機的状況が訪れる前に荷主を含め官民一体となって議論し、標準化を推進していくことが必要である。

以上